



鳥取県公報

平成 27 年 5 月 26 日 (火)
第 8 7 0 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例による知事指定薬物の指定 (368) (医療指導課) 2 鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例による知事指定薬物の失効 (369) (〃) 2 鹿野かちみ園及び鹿野第二かちみ園の利用料金の一部改正 (370) (障がい福祉課) 3 特定計量器の定期検査の実施 (371) (くらしの安心推進課) 3 保安林の指定予定 (372) (森林づくり推進課) 4 清算法人八東土地改良区の清算人の就任 (373) (東部農林事務所) 4 指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (374) (西部総合事務所福祉保健局) 5 指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (375) (〃) 5 土地改良区の役員の退任 (376) (西部総合事務所農林局) 5
◇ 人委告示	選考により採用又は昇任させる職の一部改正 (2) (任用課) 5
◇ 公 告	鳥取県情報公開条例の運用状況 (県民課) 6 鳥取県個人情報保護条例の運用状況 (〃) 8 森林法による開発行為の許可 (西部総合事務所農林局) 9

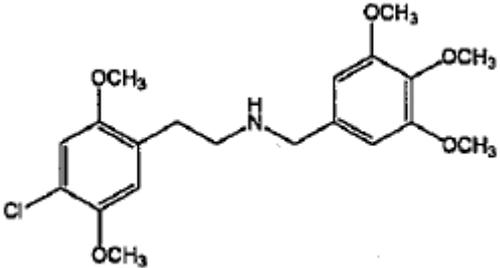
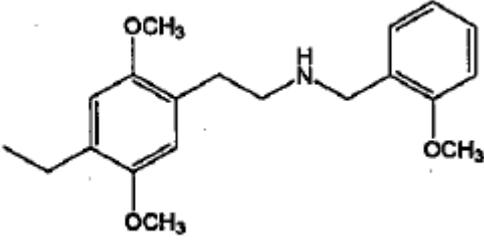
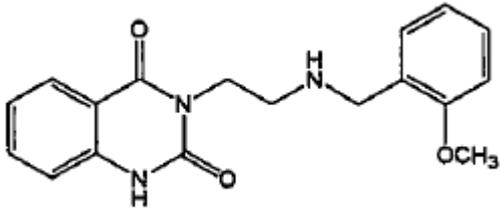
告 示

鳥取県告示第368号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第9条第1項の規定に基づき、知事指定薬物を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年5月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	化学名等及び構造式
27-知(1)-9	30C-NBOMe	2-(4-クロロ-2,5-ジメトキシフェニル)-N-(3,4,5-トリメトキシベンジル)エタンアミン及びその塩類 
27-知(1)-10	25E-NBOMe	2-(4-エチル-2,5-ジメトキシフェニル)-N-(2-メトキシベンジル)エタンアミン及びその塩類 
27-知(1)-11	RH-34	3-[2-(2-メトキシベンジルアミノ)エチル]キナゾリン-2,4(1H,3H)-ジオン及びその塩類 

鳥取県告示第369号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第10条第1項の規定に基づき、知事指定薬物の指定が失効したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成27年5月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	指定年月日	失効年月日
27-知(1)-1	2C-P	平成27年3月31日	平成27年4月4日
27-知(1)-2	25D-NBOMe	〃	〃
27-知(1)-3	4-OH-MIPT	〃	〃
27-知(1)-4	4-AcO-MIPT	〃	〃

27-知(1)-5	JWH-368	〃	〃
27-知(1)-6	JWH-145	〃	〃
27-知(1)-7	5F-SDB-006	〃	〃
27-知(1)-8	Org27569	〃	〃

鳥取県告示第370号

平成26年鳥取県告示第220号（鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用料金について）により告示した利用料金の一部を変更することについて、鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号）第9条第3項の規定に基づき、平成27年5月26日承認したので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年5月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
1 利用料金				1 利用料金			
(1) 食事の提供に係る利用料（1食当たり）				(1) 食事の提供に係る利用料（1食当たり）			
朝食		昼食		夕食		夕食	
290円		630円		280円		650円	
(2) 光熱水費に係る利用料（施設入所支援利用者及び短期入所利用者に限る。）				(2) 光熱水費に係る利用料（施設入所支援利用者及び短期入所利用者に限る。）			
1日につき <u>330円</u>				1日につき <u>327円</u>			
(3)～(5) 略				(3)～(5) 略			
2 略				2 略			

附 則

この告示は、平成27年5月26日から施行する。

鳥取県告示第371号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成27年5月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
東伯郡 北栄町	平成27年6月30日（火）	午後1時から 午後3時まで	東伯郡北栄町田井7-1 北条農村環境改善センター
〃	平成27年7月3日（金）	〃	東伯郡北栄町由良宿423-1 大栄農村環境改善センター
〃	平成27年7月7日（火）	〃	〃
東伯郡 琴浦町	平成27年7月10日（金）	午前10時から 正午まで	東伯郡琴浦町大字徳万591-2 琴浦町役場本庁舎
〃	〃	午後1時から 午後3時まで	〃

〃	平成27年7月14日（火）	午前10時から 正午まで	〃
〃	〃	午後1時から 午後3時まで	〃
〃	平成27年7月17日（金）	午前10時から 正午まで	東伯郡琴浦町大字赤碕1140-1 琴浦町役場分庁舎
〃	〃	午後1時から 午後3時まで	〃

鳥取県告示第372号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年5月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
岩美郡岩美町大字岩本字島根山1211の1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第373号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定に基づき、次のとおり清算人八東土地改良区から清算人が就任した旨の届出があったので、同法第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により告示する。

平成27年5月26日

鳥取県東部農林事務所長 山 根 健 介

就任した清算人の氏名及び住所

- | | |
|---------|----------------|
| 西 川 博 昭 | 八頭郡八頭町日下部180 |
| 小 林 廣 志 | 八頭郡八頭町日田47 |
| 田 中 康 夫 | 八頭郡八頭町徳丸409 |
| 清 水 忠 司 | 八頭郡八頭町徳丸1131 |
| 田 中 修 一 | 八頭郡八頭町茂田158 |
| 加 藤 典 美 | 八頭郡八頭町皆原111 |
| 稲 中 豊 昭 | 八頭郡八頭町横田127 |
| 中 嶋 繁 夫 | 八頭郡八頭町小別府543 |
| 小 林 広 幸 | 八頭郡八頭町新興寺530-1 |
| 内 田 皓太郎 | 八頭郡八頭町安井宿1154 |

平成27年4月27日就任 任期 清算終了まで

鳥取県告示第374号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年5月26日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
医療法人社団 ひだまりクリニック	医療法人社団 ひだまりクリニック	米子市車尾南一丁目12-41	平成27年4月9日	平成27年6月1日	訪問看護
社会福祉法人 米子市社会福祉協議会	米子市社会福祉協議会 訪問入浴介護事業所	米子市錦町一丁目139-3	平成27年5月1日	平成27年6月30日	訪問入浴介護

鳥取県告示第375号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成27年5月26日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
医療法人社団 ひだまりクリニック	医療法人社団 ひだまりクリニック	米子市車尾南一丁目12-41	平成27年4月9日	平成27年6月1日	介護予防訪問看護

鳥取県告示第376号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大山町名和土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成27年5月26日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

退任した役員の氏名及び住所
理 事 谷 悟 西伯郡大山町押平167
平成27年5月5日退任

人事委員会告示

鳥取県人事委員会告示第2号

平成18年鳥取県人事委員会告示第1号（選考により採用又は昇任させる職について）の一部を次のように改正し、平成27年5月26日から施行する。

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 規則第19条第2項に規定する人事委員会が定める職</p> <p>(1) 常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの 心理療法士の職、心理判定員の職、児童自立支援専門員の職、児童生活支援員の職、児童指導員の職、歯科衛生士の職、臨床検査技師の職、診療放射線技師の職、理学療法士の職、助産師の職、職業訓練指導員の職、計量士の職、船舶乗組員の職、学芸員の職、速記者の職、機械技術の職、電子工学技術の職、生物工学技術の職、講師の職、有機化学技術の職、臨床心理士の職、言語聴覚士の職、視能訓練士の職、プログラマの職、社会教育主事の職務に準ずる職務に従事する職員の職、介助職員の職、作業療法士の職、学芸員の職務に準ずる職務に従事する職員の職、医療ソーシャルワーカーの職、診療情報管理士の職、物質工学技術の職、文化財主事の職、生態系環境技術の職、原子力技術の職、水産種苗生産技術の職、弁護士の職、病院薬剤師の職及び公文書館の専門員の職</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>1 規則第19条第2項に規定する人事委員会が定める職</p> <p>(1) 常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの 心理療法士の職、心理判定員の職、児童自立支援専門員の職、児童生活支援員の職、児童指導員の職、歯科衛生士の職、臨床検査技師の職、診療放射線技師の職、理学療法士の職、助産師の職、職業訓練指導員の職、計量士の職、船舶乗組員の職、学芸員の職、速記者の職、機械技術の職、電子工学技術の職、生物工学技術の職、講師の職、有機化学技術の職、臨床心理士の職、言語聴覚士の職、視能訓練士の職、プログラマの職、社会教育主事の職務に準ずる職務に従事する職員の職、介助職員の職、作業療法士の職、学芸員の職務に準ずる職務に従事する職員の職、医療ソーシャルワーカーの職、診療情報管理士の職、物質工学技術の職、文化財主事の職、生態系環境技術の職、原子力技術の職、水産種苗生産技術の職、<u>弁護士</u>の職及び病院薬剤師の職</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p>

公 告

鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号。以下「条例」という。）第41条の規定により、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間の各実施機関における条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成27年5月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 公文書開示請求の件数及び処理状況

(件)

請求件数	処 理 状 況						
	全部開示	部分開示	非開示	不存在	請求拒否	取下げ	処理中
152	114	32	2	13	5	3	0

(注1) 「公文書開示請求」とは、条例第6条に規定する公文書の開示請求をいう。以下同じ。

(注2) 請求件数と処理状況欄の件数の合計が異なるのは、1件の請求に対して2つ以上の開示決定等を行ったものがあるからである。

2 公文書開示請求の実施機関別内訳

(件)

実 施 機 関	公文書開示請求
未来づくり推進局	4
危機管理局	0

知事（知事部局）	総務部	10
	地域振興部	0
	文化観光スポーツ局	3
	福祉保健部	20
	生活環境部	11
	商工労働部	7
	農林水産部	6
	県土整備部	2
	会計管理者	0
	中部総合事務所	3
	西部総合事務所	8
	小 計	74
知事（企業局）	0	
教育委員会	24	
公安委員会	1	
警察本部長	31	
選挙管理委員会	8	
人事委員会	0	
監査委員	2	
労働委員会	0	
収用委員会	0	
海区漁業調整委員会	0	
内水面漁場管理委員会	0	
病院事業管理者	3	
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター	0	
公立大学法人鳥取環境大学	0	
鳥取県住宅供給公社	0	
鳥取県土地開発公社	0	
公益財団法人鳥取県造林公社	9	
公益財団法人鳥取県教育文化財団	0	
一般財団法人鳥取県観光事業団	0	
公益財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会	0	
公益財団法人鳥取県文化振興財団	0	
指定管理者	1	
合 計	153	

(注) 1 の請求件数欄の件数と 2 の合計欄の件数が異なるのは、1 件の請求が 2 つ以上の部局にまたがるものがあるからである。

3 不服申立ての件数及び処理状況

(件)

件 数	処 理 状 況								
	鳥取県情報公開審議会			不服申立てに対する決定等					
	諮 問	審 議 中	答 申	認 容	一 部 認 容	棄 却	却 下	検 討 中	取 下 げ
8	8	0	5	0	0	5	0	0	0

鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第39条の規定により、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間の各実施機関における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成27年5月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 個人情報の開示請求書による開示請求の件数及び処理状況

(件)

実施機関	開示請求 件数	処理状況						
		全部開示	部分開示	非開示	不存在	請求拒否	取下げ	その他
知事（知事部局）	20	15	4	0	1	0	0	0
知事（企業局）	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	13	9	4	0	0	0	0	0
公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
警察本部長	22	2	21	3	4	1	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
人事委員会	1	1	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
病院事業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0
地方独立行政法人鳥取県 産業技術センター	0	0	0	0	0	0	0	0
公立大学法人鳥取環境大 学	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	56	27	29	3	5	1	0	0

(注) 開示請求件数と処理状況欄の件数の合計が異なるのは、1件の請求に対して2つ以上の開示決定等を行ったものがあるからである。

2 個人情報の口頭による開示請求の件数

(件)

実施機関	開示請求の件数
知事（知事部局）	125
知事（企業局）	0
教育委員会	2,666
警察本部長	138
人事委員会	336
病院事業管理者	9
合 計	3,274

(注) 「口頭による開示請求」とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について、口頭で開示請求をすることができるものであり、請求により全部開示を行った。

なお、現在口頭による開示請求を行うことができる個人情報を定めているのは、上記の5実施機関（知事（知事部局及び企業局）、教育委員会、警察本部長、人事委員会及び病院事業管理者）のみである。

3 個人情報訂正請求の件数及び処理状況

請求なし

4 個人情報更正の申出及び更正の再申出の件数

申出なし

5 不服申立ての件数及び処理状況

申立てなし

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

平成27年5月26日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

開発者の氏名又は 名称及び代表者の 氏名	開発者の住 所又は主た る事務所の 所在地	開発行為を 行う土地の 所在地	開 発 行 為 の 目 的	土地の面積			開発行為の 工期	開発行 為の許 可年月 日
				開発事 業区域 の土地 の面積	開発行為 をしよう とする森 林の土地 の面積	開発行為 に係る森 林の土地 の面積		
環境プラント工業 株式会社 代表取締役 河本 弘文	米子市高島 130-1	西伯郡南部 町東上地内	真砂土 の採取	9.1639 ヘクタ ール	8.3273 ヘクター ル	2.8834 ヘクター ル	平成27年5 月18日から 平成32年5 月17日まで	平成27 年5月 13日